

■京浜港について

○田中委員 ただいま報告のありました国際コンテナ戦略港湾への対応についての質問をさせていただきます。

アジアの経済発展に伴って、東アジアと欧米など先進国との貿易量が年々増大し続けております。こうした中で、国際的な物流、とりわけ海上物流の重要性はますます高まっているといえることができます。

国際的な輸送量を海上輸送と航空輸送で比較すれば、二〇〇六年度において、この日本においては実に九九・七％が海上輸送で占められております。日本は島国であり、輸出を考えると、自動車は船舶に頼るしかなく、また、輸入においても、鉄鉱石、石油といった原材料やエネルギー資源に関しても同様であります。こうした輸出に係るコストや時間は、国際競争力という観点では、非常に重要なポイントとなっております。

全世界のコンテナ量を、九六年から二〇〇六年までの十年間で見ても、二・九倍に増加しているのに対して、日本のコンテナ取扱量は一・七倍にとどまっております。一方で、アジアは実に三・五倍に大幅に増加しております。世界の経済に占めるアジアの存在感は確実に高まる一方、日本の位置づけは相対的に低下しつつあります。

そのアジアの躍進の中で、日本に寄港する北米向けの基幹航路や定期便は、実にですね、これはさらに半減をいたしまして、この十年で半分となってしまいました。このため、国においては、昨年十月、前原大臣のもと、国交省成長戦略会議を立ち上げ、五分野の新たな成長戦略を策定することを表明し、その一つが、この港湾行政に関してであります。

六十の重要港湾と位置づけられていた新規の施設整備をやめて、ばらまきの港湾行政を改めて、選択と集中によって新たに、今回説明のありました国際コンテナ戦略港湾を選定することになりました。この港湾は、釜山港に伍するサービスを提供できる港湾を二ないし三港を国が選定するものであります。

東京港は、川崎港、横浜港とともに京浜港として応募し、昨月の七日、計画書を提出したとの報告が先ほどありました。京浜港は、一昨年より既に三港の広域連携の強化に着手し、共同ビジョンを策定するなど、どの港よりも先駆けた取り組みを進めてきました。その取り組みを展開する中で、この戦略港湾の計画のもととなるものも策定していったものと考えます。

三港合わせたコンテナの取扱量は、日本の全体の四割を占め、取扱量だけを見れば優位であります。港の役割を明確にして、重複的な設備投資を避けるなど、規模を生かした港湾運営ができるかがかぎといわれています。

そこで、京浜港として今回応募する中で、東京港、川崎港、横浜港の担っていく役割というものを明確にしたという報告がありました。それぞれの役割をどのように位置づけたのか、まずお聞きします。

○河内港湾経営改革担当部長 現在、東京港は商業港、川崎港は工業港、横浜港は商業港及び工業港の双方の性格を有する港として、三港は互いに補完し合って、京浜港として首都圏の経済活動を支えています。

今後、国際競争力を一層強化するためには、三港それぞれの特性や強みを生かすとともに、三港の適切な役割分担のもとで連携によるスケールメリットが発揮できるように取り組んでまいります。

例えば、容易に水深が確保でき、超大型船に対応できるマイナス十八メートルの大水深岸壁は、横浜港南本牧ふ頭に整備いたします。

東京港におきましては、コンテナターミナルの再編などにより、横浜港とともに基幹航路やアジア近海航路の充実を図ってまいります。

川崎港につきましては、アジアから主に北海道や東北地方の港に向けた輸入貨物の積みかえ拠点としての役割を担っていくと、このようにいたしました。

○田中委員 それぞれの三港の特性や強みというのを生かして、今後は実際にその連携によって、その強みを二倍、三倍にしていっていただきたいと思っております。

その今の役割の明確の中で、さらに重要なのは、具体的な目標としては、先ほどから挙げられている釜山港に対峙する日本の港湾となることとあります。二〇〇六年に供用を始めた釜山新港という港は、貨物船が利用する場合、費用は日本よりも四割も安く、しかもターミナルの背後にある土地一平方メートルを借りるとすると、年三十七円という、ほとんど無料同然で企業に貸して、また、物流センターなどを誘致しております。

日本の地方港も、国内の主要港より、先ほどありました釜山との結びつきを強めています。数でいうならば、実に定期コンテナ便がある六十二の地方港のうち、今や五十九港が釜山と結ばれております。地方の空港が海外便に活路を求めると、港もまた海外を目指している現状があります。日本の地方港から釜山に流出している貨物を日本の港湾に取り戻すことを初め、国内貨物を京浜港に集約するための仕組みを講じる必要が早急にあります。

そこで、この国内貨物の集荷というものを、具体的にどのように進めていくのかお聞きします。

○河内港湾経営改革担当部長 ご指摘のとおり、釜山港に流出している貨物を取り戻すことを初め、国内貨物の集荷のために多角的な取り組みが必要であると考えてございます。

今回の計画では、五年後に取り扱う貨物量の目標を一千五十万個に設定してございます。これは、現在の京浜港の貨物量を二百九十万個ほど増加させるものでございまして、そのうち釜山港に流出している貨物も含め、二百二十万個が国内から集荷する貨物としております。

具体的には、北海道、東北地方の太平洋側の貨物を中心とし、釜山フィーダーに対抗するため、内航船のコスト縮減を初め、鉄道、トラックの輸送モード別に、その輸送特性に合わせて荷主や運送事業者に対する補助や支援などを官民双方で実施し、釜山港とのコスト差を縮め、競争に打ち勝ってまいります。

さらに、八戸港を初めとする国内各港との連携の一層の強化や、三港共同での荷主へのサービスの展開などにより、京浜港に貨物を集中させることとしております。

○田中委員 確かに京浜港が国内貨物を集約して、釜山港に対峙する日本のハブポートを実現することというのが、これからの日本の成長戦略には欠かせない重要な要素であります。そのためには、貨物集荷を進めるとともに、実際ここを使っている利用者にとって利便性の高い、使いやすい港を形成していくことが重要であります。

それは、以前出されましたこの共同ビジョンの中でも、今後、国内貨物輸送網の充実強化に向けて、国内輸送コストの低減、輸送効率の改善を図っていくと述べられております。具体的には、鉄道輸送の促進やトラック輸送の効率化が必要であると、課題とされておりました。特に日本におけるコンテナ貨物取扱量が、連続十一年日本一であります、この東京港では、効率的なターミナル運営をしていくことがテーマとなっております。その中で、交通の集中によって、コンテナターミナルゲートの前の渋滞も大きな課題となっており、対応が求められております。

今回のこの計画書の中では、ターミナルの再編において計画がなされておりますが、今述べたような課題について、どのような対応が計画されているのかお聞きします。

○河内港湾経営改革担当部長 東京港の主力ふ頭である大井ふ頭及び青海ふ頭は、貨物量が増大する一方で、用地の制約などにより処理能力が限界に近づいているため、一部のターミナルでは、ご指摘のとおり、ゲート前の混雑が発生し、都としても課題として十分認識しております。

このため、現在、中央防波堤外側に新たなコンテナふ頭を整備中でありまして、完成後は、大井ふ頭と青海ふ頭と一体となって、東京港の貨物量の増加に対応してまいります。

さらに、新たなコンテナふ頭の整備を契機に、ふ頭全体の再編に着手し、一バース当たりの面積の拡大と必要な施設の更新を行い、ふ頭機能の高度化と生産性の向上を実現してまいります。

○田中委員 今、説明していただいたのは、恐らくこの概要の二ページにあります東京港と書かれたところの整備、また再編だと思うんですけど、今、大井や青海が一外貿の方にも新しくつくと。ここではC1、C2、C3と書いてありますが、またその後ろにも、物流拠点や待機レーンなどの整備ということでこれから整備が進んでいくと思われそうですが、これは一体的にコンテナ港として進めていくという理解でよろしいのでしょうか。

○河内港湾経営改革担当部長 ターミナルの再編の中で、現在発生している混雑、交通渋滞等を吸い込んでいくという考え方のもとに、先ほど申し上げましたターミナル本体の一バース当たりの面積の拡張というのを図っていく。そのような再編と合わせまして、例えば今後予定しております大井ふ頭と城南島間の埋立地をつくるわけですが、その場所や中央

防波堤外側のコンテナターミナルの背後地、これを利用いたしまして、コンテナ車両の待機レーンなどを整備することで、そこに現在、外の一般道に並んで渋滞を起こしておりますコンテナトラックを吸い込んでいく等の総合的な対策としてふ頭再編を進めてまいりたいと考えております。

○田中委員 利用者にとっては混雑や渋滞解消というのがこれから大変大きなテーマになってくると思いますし、望まれていることかと思っておりますので、ぜひとも整備の方をよろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほど、この物流拠点、また待機レーンを含め、総合的なこのコンテナ船の改良を図っていくとありました。同時に、十月にはこの大田区にあります羽田空港の再拡張、再国際化というものを背景に、羽田空港に隣接したこの東京港でも、海上貨物はもちろんのこと、空港貨物についても視野に入れ、陸、海、空、あらゆる資源を投入して東京湾の物流機能を総合的に高めていく必要があると思っております。

今後予想されるこの国際航空貨物の増加に対して、東京港としての的確に対応すべきだと思っておりますが、どのような計画がされていますでしょうか。

○河内港湾経営改革担当部長 現在、多くの海上貨物を取り扱っている東京港では、隣接する羽田空港再拡張後の国際定期便の就航に伴いまして、航空貨物の増加も視野に入れて物流拠点を整備していくことが求められております。

そこで、今後、東京港におきましては、中央防波堤外側埋立地などに新たな物流拠点を形成していく予定でございますが、また、京浜港全体として見ました場合に、川崎港及び横浜港の臨海部も含めた地域において、物流機能の充実を図ることとしております。

これらにより、航空貨物など新たなニーズに対応し、引き続き首都圏の生活と産業を支えていく所存でございます。

○田中委員 今回のこの国際戦略港湾の選定においては、四月の第一プレゼンテーションの結果は大変厳しい結果だったということも聞いております。もちろん他の港も必死で努力してきたからではありませんが、一方で、東京は選ばれて当たり前というか、当然という慢心がどこかにあったのかもしれませんが、一般質問の中でも他の先生が質問していましたが、もう国内でどうこうしている場合ではないと思っております。世界を目指して、京浜港のこの共同ビジョンもつくったはずであります。

一方で、先日、第二プレゼンテーションも行われたということですが、これは大変よく、評価も高かったということも聞いています。今回の改革がアジアの主要港として生き残るラストチャンスといわれている中で、この国際港湾への道が、我ら東京が、先ほどもいいましたが、陸や海、空、この運輸交通ハブ基地になれるかという大きなテーマにつながっています。

選定に関しては、すべて手続は終わって、あとは待つだけかと思っておりますが、都としてもう一度気を引き締めて、あらゆる課題に対して国や自治体、また港湾業界、これが利害を超えて

一致団結していくための先頭に立っていただきたいと思っております。

私たち党としても、先日、大臣の方に申し入れをしましたが、すべての資源を使って必ずこの選定港に選ばれるように努力していただきたいと思っております。その思いを込めて、最後に局長の決意を述べていただきまして、私の質問を終えたいと思っております。

■新銀行東京について

○田中委員 新銀行東京についての質問をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の代表質問の中で答弁のあったことで、幾つか、先に再度お聞きしたいと思うことを質問させていただきます。

旧経営陣に対する裁判の先行き、書類の管理などの状況を踏まえて、関係するすべての書類や証言などは、都が責任を持って収集して管理しておくべきだというような発言の中で、当局で管理はしているというふうな一言、発言がありました。

過去、外郭団体が旧経営陣との書類を破棄していたことも発覚した事実があることも明らかになっておりますが、これはどのように、これまでと書類の管理について、都としては徹底したのか、まずお聞きします。

○中村金融監理室長 平成十七年七月に、新銀行設立本部から産業労働局に新銀行東京の所管が移りました。その際に引き継いだ文書並びにそれ以降の文書につきましては、文書管理規程に基づき、適切に管理しているところでございます。

その上で、新銀行東京に関する文書は、新銀行東京が経営再建中であることや、旧経営陣に対して損害賠償請求訴訟を提起したことなどを踏まえまして、必要なものは、当局において保管してございます。

○田中委員 答弁の要旨としても、産労局としての書類は管理しているということなんですが、この以前の中では、税務協会と旧経営陣との書類等が破棄されていたということがあって、これは特別委員会の中で議論されていますが、局をまたいでの資料というのが、もしくはこれからの裁判の資料というものもふえてくると思いますので、ぜひ産労局としても、その資料をしっかりと、これは規程がないということではありますが、管理していただき、いろんな質問に対しても、また分析に対しても、多角的に見ていただきたいと思っております。いかがですか。

○中村金融監理室長 各団体が定める文書につきましては、それぞれの団体の文書管理規程により、適切に管理されているものと認識してございます。

お尋ねのは、東京税務協会のことですけれども、所管外でございますけれども、文書管理規程に基づき、当然管理されているものというふうに考えてございます。

なお、先ほどの予算特別委員会、平成二十二年三月でございますけれども、主税局長は、

その旨も協会に対して、その趣旨というんですか、を伝えているというふうに聞いてございます。

○田中委員 ぜひ協会の方にもそのようにしていったら、これからまだ裁判等は続くと思いますので、資料等の収集はしていただきたいと思います。

もう一点、その関係の中で、旧経営陣の報酬の自主返納に関しても、これについてはほとんど発言がなかったんですが、私たちは、これについても、どのような理由で自主返納を拒んでいるか、情報はこちらからも聴取して、皆さんが知るところに置くべきだということをしてきましたが、それについてはいかがでしょうか。

○中村金融監理室長 新銀行東京は、損害賠償請求をした旧経営陣二名以外の取締役に対しても、善管注意義務違反が認められるとして報酬の自主返納を求めているところがございます。これは、新銀行東京が調査を行った結果を踏まえて主体的に決定し、みずからの責任で行ったものでございます。

個別の理由につきましては、新銀行東京とその経営陣であった当事者との問題であり、都としては聴取する考えはございません。

なお、新銀行東京は、重ねて全員の自主返納を働きかけることとしており、都としてもそれを見守ってまいります。

○田中委員 ぜひこの旧経営陣等の、先ほどと同じになってしまいますが、裁判がこれから進んでいきます。私たちも注意して見ていきたいと思っておりますので、引き続きまた質問させていただきたいと思います。

それでは、今回の決算報告について質問させていただきます。

開業以来の初の黒字とはいえ、まだ実質業務利益は赤字であって、さらなる収益面の改善が必要な新銀行であります。今回の決算について、まず、一番多く主張しておりましたリスク、今回については、リスクに関して質問したいと思います。

新銀行は、法律が定まる前から、このリスクジュールをして収益を改善してきたということは周知のとおりであります。その中で、知事からは、ほかの、特にメガバンクなんかは、ほとんどリスクなんかをやってないという発言がありました。

確かに新銀行東京は先んじてやってきたことはわかっておるんですが、ほかの行も、今それに準じてやっているとは思いますが、まずこの事実認識をお聞きしたいと思います。

○中村金融監理室長 ほかの銀行においても、当然リスクジュールについてはやっている、金融円滑化法の施行により、やっているところでございます。

ただ、新銀行東京は、金融円滑化法が施行される前からリスクジュールに積極的に取り組んでおりまして、特に追加出資後、累計で約二千四百社、百八十八億円を実行しているところでございます。

知事の発言は、こうした新銀行東京の法施行前からの取り組みについて述べたものと考えてございます。

○田中委員 ちょっと私の考えが違ったので質問させてもらったんですけど、もちろん新銀行がリスクをやっていることは皆さん周知の事実で、いいことであるんですが、うちだけがやっていて、ほかは何もやってないというような発言が一般質問の中でありましたので、それについて質問させてもらい—実際、大手四行も今回の金融円滑化法のもと、ほとんどの申請に対しては、それを実際に履行し、拒否したものは数千件であるということもあります。ですので、そこは知事の発言ですので、ここで否定を、もしくはどうこうということはいえないんですが、この委員会の中では、正確にその数字を追っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に進みたいと思います。

私は前回の決算の中でも、逆ざやの問題についても質問させていただきました。その中で、逆ざやの大きな理由というのは、高金利キャンペーンによるものという説明を室長からも何度も受けておりました。今回、改善を期待して、一年ぶりに書類を見たわけでありましたが、預金の利回りというのは実に〇・〇五と小幅な減少でありました。まだまだ逆ざやの解消が進んでいないという中、どうしてこのような結果になったのかお聞きします。

○中村金融監理室長 旧経営陣の時代に行いましたキャンペーン定期は、募集期間や預け入れ期間も異なることから、その満期は一度ではなく平成二十三年度までに順次到来するものでございます。

それに伴い、預金利回りも低下することが見込まれますが、残存する預金金利や預金残高などの影響により、年度ごとの低下度合いは異なり、平成二十一年度決算においては結果として若干の低下となっているものでございます。

○田中委員 一番最初の開業当時の利率では、一番大きいのが一・七%のような形で募集をしていたと思うんですが、これが徐々に満期を迎え、また、解約が進み、私はこの一年間で、この利回りが大きく改善するのかなと思ったんですが、という話ですと、あと一年ですか、平成二十三年度には、この金利が順次解約されて、これが解消するという理解でよろしいでしょうか。

○中村金融監理室長 最も高い金利のものにつきましては、平成二十三年度が満期ということになってございますので、当然、それ以外のも含めまして、徐々に改善していくというふうに考えております。

○田中委員 これについては、途中解約や、またさらなる預金等もありますので、完全な数字で答えることはできないと思うんですが、毎回これは質問してきた内容でありますので、ぜひ次の決算時にもチェックをしていきたいと思っております。

そうしますと、予定どおり二十三年度までには逆ざやを解消して、貸し出しによって収益構造をつくっていくと。預金を集め、貸し出しするという本来の銀行業務によるもので収益をつくっていくことが必要かと思うんですが、その見通しというのは、今回の中では立っているのでしょうか、改めて伺います。

○中村金融監理室長 再建計画は平成二十三年度までの計画であり、現在、新銀行東京は、計画達成に向け努力を重ねているところでございます。

新銀行東京における現在の預金残高の大半は、旧経営陣のもとで行われましたキャンペーン定期によるものでございまして、その満期は平成二十三年度までに順次到来するものでございます。

したがって、今後預金利回りは低下傾向に向かうものというふうに考えてございます。

また、新銀行東京は、実質業務純益の黒字化に向け、コストとリスクを最適に管理し、適正な収益を得るよう、引き続き経営改善に努めていくとしてございます。

○田中委員 貸し出しによる収益の利益構造をつくっていくためには、一つは今いった利回りの関係があるんですが、もう一つは貸し出しの件が問題かと思っております。

そして今回の一その視点で見ると、今期の大きな変化は、融資額自体は落ち込んでいる中、業種別で見れば、不動産業の融資が百億から二百億へと倍増、唯一大きく融資額を伸ばしました。そして、貸出先に地方公共団体が、これは額は大きくはないんですが、入ったことであります。

まず、前段の不動産業においては、どうしてこれだけの増加があったのか。もしくは、ここから東京都の中小企業の今の現状が、もしも何か見えてくるようなものがあれば、お答えください。

○中村金融監理室長 新銀行東京は再建の途上ではございますけれども、みずからの体力の範囲内で可能な限りの中小零細企業支援を行っております。

新銀行東京からは、資金ニーズの高い業種に適切に対応した結果の一つとして、不動産業への貸し出しが増加したと聞いております。

なお、再建中の新銀行東京の貸出先をもって、東京都全体の中小企業の現状をはかるのは、なかなか困難であるというふうに考えてございます。

○田中委員 その質問をしたのは、もちろん室長のいうように、新銀行だけの融資では今の東京都全体の中小企業の動向はわからないかもしれないんですが、もしも新銀行が中小企業のため、もしくは役に立つというような理念を掲げているならば、それをずっと時系列で追っていくとか、もしくは今の他の金融機関の融資額を見るとか、そういうことで、その比較の中で、もし、不動産業が今大変厳しい現状に置かれているということが数字でわかってきたり、それを新銀行が下支えをしているというような事実が出たとするならば、それはすごいいいことだ

など思っ、もしもそのような分析が、もしくは判断が新銀行の中でなされていたら、さらに一歩前進が、もしくはいろんな形でこれから可能性があるのかなと思っただんですが、この百億から二百億という数字だけでは、その全体の今の中小企業の現状がわからないのでありましようが、ぜひそのような可能性についても、私たちは模索していきたいと思っ、ております。

後者についてもお聞きします。貸出先に地方公共団体というのが入っておりましたが、これはどこへの融資でしょうか。

○中村金融監理室長 新銀行東京は、当然として銀行としての守秘義務を負っております。そのため、他の金融機関と同様、個別の案件につきましては、その内容を明らかにすることはできません。

○田中委員 どの地方公共団体に貸したというのはいえなくても、例えば地方公共団体というのは、どこまでの分類をいうのかというのはお答えできますでしょうか。

○中村金融監理室長 一般的にいう、自治法で定められています地方公共団体でございますので、一般的には市町村だとか都道府県、その団体そのものを指している言葉でございます。

○田中委員 それをお聞きしたのは、地方公共団体というくりだけでくられており、またその分類がわからないと、以前、外郭団体も含めて融資があった実績も、額は少ないにしろあって、そういうことがこれから進んでいくかもしれないという懸念がここにあったとするならば、それはしっかりと聞いておかなければならないといったことで質問させてもらったので、これが本当に市区町村への融資ということであるならば、これはしっかりとその理解をさせていただきたいと思っ、ています。

次に行きます。

今度は残高についてお聞きしたいんですが、与信残高に占める中小企業の比率、これが平成二十年の九月末では七七・四%、また、次の半期の二十一年の三月末では七〇・四、そして、今決算では七〇%を切ってしまっ、て、六四・五七まで落ち込むこととなりました。

再三これはいつてきたことではありますが、中小零細企業支援について、この役割を果たしていこうというのが新銀行の当初の理念、そして現在での目標でもあると私も理解しておりますが、このようにして、次々と与信残高に占める中小企業の比率が下がっ、ていく現状を見て、一方では大企業向けに融資しているのかといわれても仕方ない現状があると思っ、ておりますが、今、この中小企業向け融資の現状はいかがでしょうか。また、実際にどのようにしてされているん、でしょうか。

○中村金融監理室長 新銀行東京は再建途上でございますが、みずからの体力の範囲内で、可能な限りの中小零細企業支援を行っているところでございます。

中小企業向けの融資ということでございますけれども、当然ながらやっ、てございまして、今

回の経済・港湾委員会要求資料にもございますとおり、平成二十一年度における中小企業向け融資実行件数は四百五十七件、実行金額は約四百億円でございます。

○田中委員 きょうのその資料の中で、確かに今期の決算の額が四百五十七件の約四百億ということが出ております。

これを見ると、例えば、これを除してみると、一つが一億円弱なんですね。さらに、もう一個前を見てみて、去年の平成二十年度は、三百八十四件の中で額が百億ぐらいでありますから、こうしますと一件が二千万から三千万ぐらいと計算できると思います。

今年度は中小企業に融資したとはいっても、一社一億円弱ぐらいの融資額ということになるわけですが、これは前回ではありません。前に伊藤議員も、この中小企業の融資というのが実際本当に中小企業向けに、もしくは役立てるために出されているのかという、金額の面からの指摘もあったと思うんですが、今回もそれが進んでいて、一件一億円弱という数字が出ておりますが、これについてはどうお考えでしょうか。

○中村金融監理室長 実際に件数でそれを除して、その金額の多寡をもって、それがどういう融資であるかうんぬんかというのは、なかなか判断がつかないかというふうに思います。

ただ、中小企業融資は現実にはやっております、現在でも中小零細企業の中でとりわけほかの金融機関ではお貸し出しが困難な赤字、債務超過先、それは四千社ほども融資しているという現状を見れば、それ相応にお役に立っているという実態は変わらないというふうに考えてございます。

○田中委員 中小企業比率に続いて、不良債権の現状についてもお聞きをしたいと思います。

この状況も依然として、まだまだ大変に改善が進んでいない現状もあります。前回の中間決算時に質問した際には、この不良債権比率が上昇したのは、不良債権の減少よりも貸出金の残高の減少度合いが大きいということでありまして、再建計画の前の融資がいまだに九割を占めていて、それが足を引っ張っているとの答弁もありました。今回も依然としてこの不良債権が高い現状は、そのような理由からだと考えてよろしいでしょうか。

○中村金融監理室長 不良債権比率は、銀行の貸出金等の残高に占める不良債権の残高でございます。

新銀行東京の平成二十二年三月期決算では、不良債権残高は二百六十七億円と、前年同期の三百三十四億円に比べ六十六億円減少しており、新銀行東京の取り組みには一定の成果があったものと考えてございます。

一方で、不良債権比率は前年同期に比べまして上昇してございますが、これは不良債権残高の減少よりも、貸出金等の残高の減少度合いが大きかったことによるものでございます。

この貸出金の中には、運用の一環として行われております政府向け貸し出しが含まれてございまして、新銀行東京はこれを除いた総与信残高をもとにした不良債権比率を公表してお

ります。これで見れば、不良債権比率は二四・九二%と、前年同期の二七・〇七%に比べ二・一五%減少している、改善しているというところでございます。

また、与信残高の減少の大半は、旧経営陣時代に行われた保証によるものでございます。一方で、貸出金は、優良資産への入れかえが着実に進んでおりまして、その残高はほぼ横ばいでございます。健全な貸し出しの積み上げが進んでいるというふうに我々は考えてございます。

○田中委員 この件については一不良債権、そして中小企業比率というのは、毎回質問させてもらっておるわけでありますが、これからもずっとウオッチを続けていきたいと思っております。

続きまして、今回の決算書にありました重要な係争事件に関してという点について質問したいと思えます。

前回の質問で、信用金庫の保証債務履行が行われていない案件が複数あるという報道がなされておりまして、それについて質問したところ、都としては関知していないという趣旨の発言がありました。今回の決算説明資料の中の最後の方なんですけど、重要な係争事件という欄に、この件についてかなり詳しく掲載がなされていました。

前回の質問の時点では、東京都としてはこの事実を把握はしていなかったのか、知っていたがいわなかったのか。私たちはあらゆるリスク、情報をチェックしていく必要がある中、このような、もしも情報の伝達ができない中であると行政との信頼関係にもつながってくると思うので、事実をお聞きします。

○中村金融監理室長 決算説明資料の該当注記につきましては、訴訟が発生した場合に必ず記載しなければならないものではなく、会計上の観点から、会計監査人の監査の中で、重要な係争事件に該当するかどうかの判断を行い、記載するものとされております。

このたび、新銀行東京は、中間決算以降の訴訟の進捗状況などを踏まえ、会計監査人とも相談した結果、通期決算においては注記を行うこととしたものでございます。

これらの取り扱いにつきましては、企業会計原則にのっとり適切に行われたものでございます。

○田中委員 このような係争事件は、銀行においては、このような信金からの保証債務履行だけではなくて、知財の問題や権利の問題、いろんな問題でしょっちゅうこのような係争が起きておるんですが、特に新銀行においては再建途中ということで、私たちは今、どのような情報でも見ていかなければならないし、知っていかなければならないということがありますので、今回、決算書の書き方も、新しい寺井社長になってから大きく変わったということもお聞きしていますので、ぜひこれからは、このようなことがあったら、委員会の中で報告するかどうかは別にしろ、情報をぜひともお教えいただきたいと思っております。

最後に、二〇一〇年度の発行の都債についての質問をさせていただきます。

今回、二〇一〇年度発行都債について、新銀行東京が引き受けの機関となりました。都債のこれまでの状況を調べますと、都債というのは銀行がグループを、シンジケート団を組んで、それで引き受けるとというのが通例であります。これが、これまでは銀行が六、証券会社が四というのを、銀行が四、証券会社が六というふうに、二十年度に都として大きくこのシンジケート団、シ団のシェアを変えたということをお聞きをしました。

その中で、変えたばかりである中で、今回、新銀行東京がこのシンジケート団の中にぼんと入ってきたという感があるんですが、どのような経緯で都債を引き受けることになったのか、お教え願いたいと思います。

○櫻井金融支援担当部長 まず、都債に関することにつきましては、東京都では財務局の所管でございます。

なお、新銀行東京は、平成二十二年度から東京都債十年債の引受シンジケート団に適正な手続を経て加わったというふうに聞いてございます。

○田中委員 この引受機関というのは、これを皆さん見てもらえばわかるかと思うんですが、みずほ銀行、三井住友、三菱UFJを初めとしたかなり大手の、また野村證券を初めとした日本を代表する大手の企業が列をなしております。

そして、そのような銀行が、もしくは証券会社がこの数を占める中、新銀行というのはまだまだ再建途中、なおかつ、二千億程度の、いうならば大変に小さな銀行であります。そのような銀行が入るのは、金融の人からすれば、業界の中では異例ではないかという声が上がっているというのでも聞いておりますが、この事実をどのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

○櫻井金融支援担当部長 また繰り返しになって恐縮でございますけれども、新銀行東京が平成二十二年度から十年債の引受シンジケート団に適正な手続を経て加わったというふうに聞いておりますし、そのように認識をしております。

○田中委員 事実としては、実は新銀行東京以外にも、もう二銀行申し込みをしております、このシ団メンバーについては、あおぞら銀行、また新生銀行も申し込みをしております。

しかしながら、参入は認めるんでありますが、この二つがまだ安定的な引き受けの体制ができる状況にないということで、見合わせているという現状もあります。

今の新銀行東京も再建途中である中で、今、安定した経営が行える状況なのかということが一つ疑問なのと、また、この経営方針の中で、このようにして都債を引き受けるとというのが、これまで初めての経験でありますから一々なかったものですから、まず、ほかの銀行が入っていないという現状があることと、また経営方針の中で、どのようにこのシ団の中に入ることを位置づけたのかをお聞きします。

○櫻井金融支援担当部長 まず、シ団に入ったことについてでございますが、これは繰り返しになってしまいますけれども、都債の引き受けのシンジケート団というのは非常に多くの金融

機関から構成をされていると。今回、新銀行東京もそのシンジケート団の一員になったということでございますけれども、これは適正な手続を経て加わったものというふうに考えてございます。

また、新銀行東京の経営方針の中で、これがどういう位置づけかというお尋ねでございますけれども、新銀行東京は、ほかの金融機関と同様に、経済金融情勢やリスク、リターンを総合的に勘案をいたしながら、有価証券によりまして資金の運用も行ってございます。

都債につきましては、安全性が高く優良な有価証券の一つであることから、新銀行東京は経営判断として引き受けを希望したというふうに聞いてございます。

○田中委員 この質問をしたのは、報道の中でもありましたが、この都債の引き受けが東京都の支援策ではないかと、東京都の中で、新銀行を助けるために今回入れたんじゃないかというような憶測も流れております。

そういうことがなければいいわけではありますが、もしもーそういう事実があるとはいえないというか、ないんですけど、そういうのがあるとするならば、これは他の民間銀行の圧迫にもなりますし、そういうことがあってはならないと思いますのでお聞きしたわけであります。

支援策としての都の考えではなかったということで、最後、理解してよろしいでしょうか。

○櫻井金融支援担当部長 先ほども申し上げましたが、都債の引受シンジケート団は、新銀行東京だけでなく、多くの金融機関からこれが構成をされているわけでございます。新銀行東京がそのシンジケート団の一員になったからといいまして、これをもちまして新銀行東京に対する支援であるというふうには考えてございません。